

**「つながろまい海部津島」飛島村支部
「つながろまい飛島」利用規約**

第1章 総則

(定義)

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」(以下「つながろまい海部津島」という。)利用規約第5条に基づき、飛島村において「つながろまい海部津島」の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(飛島村における協議会支部の運営)

第2条 「つながろまい海部津島」利用規約第5条に定める協議会支部の運営は、飛島村が行う(以下「飛島村支部」という。)

2 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第4項に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称について、飛島村支部においては、「つながろまい飛島」を用いることとする。

3 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第2項において、飛島村支部では、飛島村医療・介護・福祉ネットワーク協議会が「つながろまい飛島」の運営のための決定、各種審議と諮問を行うものとする。

第2章 利用に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第3条 「つながろまい飛島」を利用することができる施設等(以下「利用施設」という。)は、医療法における医療提供事業所及び、地域包括ケアに関する事業所等と飛島村が認めた事業所とする。

2 前項に基づく利用施設において、「つながろまい飛島」を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設に属する者のみとする、

(利用の申請)

第4条 「つながろまい飛島」の利用を希望する施設等の責任者(以下「施設責任者」という。)は、ポータルサイトからオンラインでサービス運用者に登録申請を行う。

2 サービス運用者より登録の承認を受けた施設責任者は、ポータルサイトの利用者管理システムを使用して、利用者ごとに専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」という。)と暗証番号(以下「パスワード」という。)の付与を行う。

3 「つながろまい海部津島」利用規約第34条について、同条に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、飛島村に提出するものとし、参加同意書の提出を以て、申請した事業所等は本規約についても同意したものとする。

(登録内容の変更)

第5条 施設責任者は、登録した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用してオンラインで速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(登録の廃止)

第6条 施設責任者は、利用施設の登録を廃止する場合は、ポータルサイトを使用してオンラインでサービス運用者に廃止の申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第7条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明になった場合は、施設責任者の責任においてオンラインで再発行を受けることができる。

(対象者の同意)

第8条 利用者は、「つながろまい飛島」を利用して対象者に関する情報を他の利用者と共有しようとする場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得た上で、対象者の情報を「つながろまい飛島」に登録するものとする。

2 利用者は、対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から、「つながろまい飛島」の利用の中止の申し出があった場合は、当該対象者の登録データ削除するものとする。

第4章 その他

(規約の変更)

第9条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができるものとする。

2 前項の変更を行った場合、サービス運用者は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。

3 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながろまい飛島」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年10月1日から施行する。